

監査委員事務局組織に関する規程及び監査委員事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

監査委員事務局組織に関する規程及び監査委員事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

(監査委員事務局組織に関する規程の一部改正)

第1条 監査委員事務局組織に関する規程（平成7年岩手県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 監査第一課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 行政文書の<u>収受、審査、発送、整理保存等</u>に関すること。</p> <p>(7) 行政文書の開示に関すること。</p> <p>(8)～(17) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 監査第一課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 行政文書及び<u>歴史公文書の管理</u>に関すること。</p> <p>(7) 行政文書の開示及び<u>歴史公文書の利用</u>に関すること。</p> <p>(8)～(17) [略]</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(監査委員事務局代決専決規程の一部改正)

第2条 監査委員事務局代決専決規程（平成7年岩手県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 行政文書の開示の決定に関すること。</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>(監査第一課総括課長専決事項)</p> <p>第7条 監査第一課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>行政文書及び物件の収受、配付並びに発送</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>年限の定めのある保存文書の廃棄</u>に関すること。</p> <p>(6)・(7) [略]</p>	<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 行政文書の開示の決定及び<u>歴史公文書の利用の決定</u>に関すること。</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>(監査第一課総括課長専決事項)</p> <p>第7条 監査第一課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>行政文書及び歴史公文書の管理</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>物品の収受、配布及び発送</u>に関すること。</p> <p>(6)・(7) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。